

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公益目的通報者の保護（第3条―第6条）

第3章 行政監察員（第7条―第15条）

第4章 補則（第16条―第18条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公益目的通報が迅速かつ公正に取り扱われる仕組みについて必要な事項を定めるとともに、公益目的通報を行ったことを理由とする不利益取扱いを禁止することにより、公益目的通報者を保護し、もって透明かつ公正な市政を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市（以下「市」という。）の職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する市の職員のうち市長及び副市長、同項第1号の2並びに同項第3号に規定する者をいう。

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者（第7条第1項の規定に基づく行政監察員としての受託者を除く。）及びその役員若しくは従業員

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその役員又はその管理する公の施設の当該管理の業務に従事している者

エ 市が出資その他の財政支出を行っている法人であって規則で定めるものの役員又は職員

オ アからエまでに掲げるものであったもの

(3) 公益目的通報 職員等が、市政運営上の法令（条例、規則及び訓令を含む。）違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。以下「違法行為等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、不正防止のために行政監察員に対して行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(4) 公益目的通報者 公益目的通報を行った職員等をいう。

(5) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

第2章 公益目的通報者の保護

（公益目的通報）

第3条 職員等は、前条第3号に規定する公益目的通報を行うことができる。

2 前項に規定する通報によって当該違法行為等が是正されなかった場合には、同項に掲げる者以外の

者で是正のために相当と認められる者に対して通報し、又は自ら相当な方法で公表することができる。同項に規定する通報によっては是正されないおそれがあり、かつ、早急に是正されなければならない緊急の必要がある場合においても同様とする。

(公益目的通報者の責務)

第4条 公益目的通報者は、公益目的通報を行う場合は、客観的な資料に基づき誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。

2 前項の場合において、匿名により公益目的通報を行う場合には、規則で定める公益目的通報の事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠（以下この項において「相当な根拠」という。）を行政監察員に示さなければならない。この場合において、行政監察員は、当該匿名による公益目的通報に相当な根拠が示されていないときは、理由を示してこれを受け付けないことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 公益目的通報者は、正当な公益目的通報を行ったことを理由として、いかなる不利益取扱い（事実行為を含む。）も受けない。

2 正当な公益目的通報を行ったことを理由として不利益取扱いを受けた公益目的通報者は、その旨を第7条第1項に規定する行政監察員に申し出ることができる。この場合において、当該公益目的通報者が当該公益目的通報を行った後に受けた不利益取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益目的通報を行ったことを理由としてなされたものと推定する。

3 行政監察員は、正当な公益目的通報を理由として不利益取扱いが行われたと認めるときは、当該取扱いを行った者に原状回復その他の改善措置を勧告することができる。

4 当該取扱いを行った者が前項に規定する勧告に従わないときは、行政監察員は、その事実を公表することができる。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、公益目的通報者が前条第1項に規定する不利益取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善若しくは防止のため必要な措置を講じるものとする。ただし、公益目的通報者が同条第2項の規定に基づき行政監察員に申し出た場合には、その判断を経た後に行うものとする。

2 任命権者は、公益目的通報者が公益目的通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を減輕することができる。

3 任命権者は、公益目的通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

4 任命権者は、公益目的通報者を保護するため、当該通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

第3章 行政監察員

(行政監察員の設置)

第7条 市は、弁護士との間において、委託契約（以下「行政監察員委託契約」という。）により、行政監察員を設置する。

2 行政監察員の選任については、規則で定めるところによりあらかじめ議会の同意を得なければならない。

3 第1項の規定により行政監察員委託契約を締結する場合において、市長は、引き続き3年を超えて、同一の者と行政監察員委託契約を締結してはならない。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者と行政監察員委託契約を締結してはならない。

- (1) 懲戒処分により、弁護士の業務を停止された者で現にその処分を受けているもの
- (2) 市議会議員
- (3) 市長、副市長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員
- (4) 職員等（前号に掲げる者を除く。）
- (5) 第3号に掲げる者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
（行政監察員の役割）

第8条 行政監察員は、次の職務に従事する。

- (1) 第3条第1項の規定に基づく公益目的通報の受付並びにこれに係る調査、報告及び公表に関すること。
 - (2) 第5条第2項の規定に基づく不利益取扱いの申出の受付並びにこれに係る調査、勧告及び公表に関すること。
 - (3) 第12条第5項の規定に基づく措置に関すること。
- 2 複数の者と行政監察員委託契約を締結した場合には、各行政監察員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。
- 3 行政監察員は、前項ただし書、第12条第5項後段又は第15条第4項に規定する場合を除き、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。行政監察員でなくなった後も、同様とする。
（行政監察員への公益目的通報）

第9条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益目的通報又は第5条第2項の規定に基づく不利益取扱いの申出があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 前項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出の内容が、公益目的通報にあつては第2条第3号に規定する公益目的通報に該当しないと認められるとき、不利益取扱いの申出にあつては他人の正当な利益を害する不正の目的によるものその他不相当と認められるときは、行政監察員は、理由を説明してこれを受け付けないことができる。
- 3 行政監察員は、第1項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出を受け付けたときは、市長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、直ちにその概要（公益目的通報者の氏名を除く。）及びこれに対する行政監察員の対応方針を直接市長に報告しなければならない。
- 4 行政監察員は、第4条第2項後段又は第2項の規定により公益目的通報若しくは不利益取扱いの申出の受付を拒否したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、直ちにその概要（公益目的通報者の氏名を除く。）及び理由を直接報告しなければならない。
 - (1) 第4条第2項後段の規定により公益目的通報の受付を拒否したとき 市長
 - (2) 第2項の規定により公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付を拒否したとき 市長及び公益目的通報者又は不利益取扱いの申出をした者（匿名による場合を除く。）
- 5 市長は、前項の規定により行政監察員から公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付の拒否の報告を受けたときは、匿名による場合に限り、規則で定めるところによりその内容を公表するものとする。この場合において、当該公表は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定に照らし行うものとする。
（行政監察員の調査）

第10条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益目的通報又は第5条第2項の規定に基づく不利益取扱いの申出があり、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始しなければならない。

2 前項に規定する調査に当たっては、市及び職員等は、これに協力しなければならない。

3 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間その事実を漏らしてはならない。

4 行政監察員は、違法行為等の事実又は不利益取扱いの疑いがある者に対しては、その要旨を口頭若しくは書面により告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

5 行政監察員は、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めなければならない。
(調査結果の報告等)

第11条 行政監察員は、調査の結果、違法行為等の事実又は不利益取扱いがあると認めるときは、その内容についてこれを証する資料とともに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政監察員は、相当な理由があるときは、その内容を証する資料の添付を保留することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、公益目的通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、行政監察員は、特に必要があると認める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該氏名を報告することができる。

(1) あらかじめ本人の同意を得たとき。

(2) 公益目的通報者本人から特に依頼があったとき。

4 行政監察員は、調査の結果、違法行為等の事実若しくは不利益取扱いがないと認めるとき又は調査を尽くしても違法行為等の事実若しくは不利益取扱いの存否が明らかにならないときは、その旨を市長に報告しなければならない。

5 市長は、第1項又は前項の規定により行政監察員から調査結果の報告を受けたときは、規則で定めるところによりその内容を公表しなければならない。この場合において、当該公表は、情報公開条例の規定に照らし行うものとする。

6 行政監察員は、公益目的通報者又は不利益取扱いの申出を行った者に対し、調査の結果を報告しなければならない。ただし、匿名による場合又は本人が報告を希望しない場合は、この限りでない。

(改善等の措置)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告により違法行為等の事実があると認めるときは、その改善若しくは防止のため必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずるよう勧告しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による報告により公益目的通報者が不利益取扱いを受けたと認めるときは、当該不利益取扱いの取消し、中止その他必要な措置を講じ、又は当該不利益取扱いを行ったものに対して当該措置を講ずるよう勧告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により改善等の措置を行ったときは、当該措置に至る経緯及びその内容等について速やかに公表しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

5 行政監察員は、市長が第1項、第2項及び前項の規定による措置を講じないときは、公表その他の是正のために必要な措置を講ずることができる。この場合において、複数の行政監察員がいるときは、あらかじめ合議のうえ、行うものとする。

(行政監察員の説明責任)

第13条 市長は、行政監察員の調査又は前条第5項に規定する措置に関し、必要があると認めるときは、行政監察員又は行政監察員であった者の説明を求めることができる。

2 前項に規定する説明の請求は、調査を妨げる目的で行ってはならない。

(特定の事件についての制限)

第14条 行政監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査することができない。

2 前項に該当する場合には、行政監察員は、その旨を公益目的通報者に説明したうえ、他の行政監察員に事案を移送する。

3 前項の規定によって調査することができる他の行政監察員がないときは、行政監察員は、その旨を公益目的通報者に説明し、他の方法についての相談に応じる。

(行政監察員委託契約の解除)

第15条 市長は、行政監察員が弁護士でなくなったとき又は第7条第4項各号の規定のいずれかに該当することとなったときは、当該行政監察員に対する行政監察員委託契約を解除しなければならない。

2 市長は、行政監察員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、行政監察員に行政監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるときその他行政監察員と行政監察員委託契約を締結していることが著しく不相当であると認めるときは、行政監察員委託契約を解除することができる。この場合において、あらかじめ解任について規則で定めるところにより議会の同意を得なければならない。

3 行政監察員は、理由を示して、行政監察員委託契約を解除することができる。

4 行政監察員は、調査中の事案で、解除又は期間満了による行政監察員委託契約終了時に調査が完了していないものについては、新たに行政監察員として選任された者に当該調査関係の資料等を適正に引き継がなければならない。

第4章 補則

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、この条例の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(運用上の配慮)

第17条 この条例の運用に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないよう配慮されなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市公益目的通報者保護条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた公益目的通報及び不利益取扱いの申出について適用し、同日前になされた公益目的通報及び不利益取扱いの申出については、なお従前の例による。

付 則（平成21年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日）から施行する。

付 則（平成26年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。